

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第95号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成26年5月15日 03時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市網地島西方沖 石巻市所在の陸前網地港西防波堤灯台から真方位194° 1,500m付近 (概位 北緯38° 15.8′ 東経141° 27.3′)
事故等調査の経過	平成26年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十七久丸、19トン MG2-6222（漁船登録番号）、個人所有 第210-49432号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラに曲損等 定置網 錨索が切断
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が手動操舵で操船を行い、船尾約1.5mの喫水により、石巻市石巻港に向けて網地島西方沖を約7ノットの対地速力で北西進していた。 船長は、‘網地島西方沖に設置された定置網’（以下「本件定置網」という。）の位置を入力したGPSプロッターを見ながら、本件定置網の標識灯を視認し、ふだんどおり本件定置網の垣網先端を避ける針路で航行していたところ、平成26年5月15日03時30分ごろ、船尾付近からの異音に気付き、主機を停止して確認したところ、プロペラに本件定置網の錨索が絡んでいることを発見した。 本船は、船長が、所属漁業協同組合に本件定置網の所有者を問い合わせ、所有者の了解を得て錨索を切断し、自力航行して石巻港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 高潮期
その他の事項	船長以外の乗組員は、甲板上で漁獲物の整理などを行っていた。 船長は、ふだんどおりの針路で航行していたものの、プロペラに錨索が絡んだので、潮流等の影響で錨索が海面付近に浮上していたものと思った。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり 不明</p> <p>本船は、網地島西方沖を北西進中、船長が本件定置網に接近する針路で航行したことから、海面付近にあった本件定置網の錨索がプロペラに絡み、同網を切断したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、網地島西方沖を北西進中、船長が本件定置網に接近する針路で航行したため、海面付近にあった本件定置網の錨索がプロペラに絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置網の設置区域からはできる限り距離を隔てて航行すること。</li> </ul>